

平成20年 第1決算審査特別委員会討論要旨

◎ 新 政 会

本委員会に付託されました「平成19年度一般会計歳入歳出決算」につきまして、新政会を代表し、その認定を可とする立場で意見、要望を付して討論いたします。

この決算の中には、片倉勝彦、ひとみによる生活保護費詐欺事件に該当する支出が、通院移送費で約1億2,800万円、生活扶助、医療扶助を含めると約1億3,500万円含まれており、このことは、決算を審査する上で最も重要な観点の一つと言えます。

第三者検証委員会からの指摘の通り、さらなる病状調査や生活状況調査、検診命令等の手続を怠ったこと、北海道への相談内容と回答が曖昧になったこと、札幌市に対する具体的な事実確認が不十分だったこと、人事異動による不十分な引き継ぎ、そして特に、担当者、関係職員、管理職、指揮監督責任者の役割が果たされなかった組織的対応の欠陥、即時対応能力と危機管理能力の欠如、公金に対する意識と金銭感覚の欠如は当該事件のみならず今後の市政にも警鐘を鳴らす重要な要素であります。

こうした要因から、高額と思える単価の移送費を異常な頻度で支出し続け、監査委員から指摘の後も11月まで支出を続けるに至ったことは、予算執行者としての責任は重大であります。また、巨額の生活保護費が、この会計年度にわたるまで支出され続けたことは、一般常識的に不適切であり猛省を促すものであります。

決算認定の可否を判断するにあたり、事件発覚からこれまで行ってきた全容解明への取り組みと、再発防止策の策定と実施、国庫負担金の返還を求められた場合の最終的に税を投入しない方針など、この決算に向けて、議会と行政が議論を重ね結論を得てきた経緯と、その結論の一つである、市長、副市長及び関係職員の処分が既に行われていること、滝川市は詐欺の被害者であるという事実、そして、法的な判断は司法に委ねられているなどの現状を鑑みた上で、この決算認定を当該事件に関する予算執行によって否とするべきではないと判断いたしました。また、当該事件に関する上での、この決算の可否と現実的には密接な関係を持つ市長の不信任の可否は、新たな要因が無い限り一貫した判断が求められるものだと思います。

ただし、新政会が提案しているコンプライアンス条例の制定をはじめとする、公正、公平な行政執行に向けた取り組みを推進することと、市民の利益を害さないための国や司法の判断に対する適切な対応、失墜した市民からの信頼を全職員が一丸となり一日も早く取り戻すことを約束いただくことが前提であることを付け加えます。

活力再生プランの執行については、財政健全化指標において、道内のいくつかの自治体が早期健全化段階になるといわれる中で健全段階を維持することができたことを高く評価し敬意を表します。策定中の新活力再生プランにおいては、この決算の結果と各々の事業の重要度を踏まえた上で、大胆な判断に基づいた事業の再編により、明るい未来を描くプランづくりを求めます。

(歳入)

国庫支出金、道支出金が実質的に減少すると同時に市税も減少傾向にある厳しい歳入の状況の中で、未収金の縮減への取り組みと成果は評価すべきものであります。さらに縮減への努力を続けることを求めます。また、変化する補助制度への対応を強化し、歳入の減少を補い効果的な事業につなげることを要望します。

(歳出)

約4億3,000万円の不用額は、歳出削減の努力と工夫によるものと理解し評価いたします。節減に対する職員の意識を今後も持続することを要望します。その反面、有効な施策には大胆な予算執行をするメリハリを併せ持つことも重要であります。

別々の所管において類似する事業や連携すると効果的と思える事業が数多く見られることから、横断的に事業を実施する意識や仕組みづくりを要望いたします。

1. 総 務 費

95.1%の執行率に見る節減の努力を評価いたします。今後も全庁に率先した節減努力と住民サービスの維持の両立を要望いたします。

行政パートナー制度の検討状況に遅れが感じられます。新タッグ計画に反映できるか否かの判断にも影響

することから早期の検討を求めます。

2. 民 生 費

生活保護制度が悪用された結果は大変残念なことであり、このことが本来の受給者の正当な権利を侵害することに繋がらないよう要望致します。

子育てを支援する施策の充実について評価いたします。今後は施設や施策の連携を進めるよう要望いたします。保育料については入所していない子供を含めた動向を確認した上で今後の料金設定を求めます。

老人福祉と生きがいづくりについては、社会教育やスポーツ、中心市街地など他分野と連携した施策展開を要望いたします。

3. 衛 生 費

妊婦健康診査受診助成の拡大は、安全かつ安心な出産への効果が期待されるものであり、出産後のサポートの充実とともに評価いたします。民生費、教育費での取り組みに繋げる工夫と連携を要望いたします。同様に、食育事業や健康づくりについても民生費、教育費、商工費の分野と連携した取り組みを要望いたします。

ペットの焼却について、施策の検討を要望いたします。

4. 労 働 費

若者の就労意識の向上、雇用促進について関係機関と連携のもとに推進することを要望いたします。

5. 農 林 業 費

米の質向上への取り組みと成果は評価するものです。さらなる販路拡大と付加価値向上にむけた努力を期待いたします。

スワインステーション整備の実現について評価致します。地域の特産としての有効活用を要望いたします。

農商工連携への取り組みの強化を要望いたします。

担い手の育成と法人化への取り組みの強化を要望いたします。

6. 商 工 費

中心市街地活性化基本計画について国の認定を受けたことを高く評価いたします。今後は計画の実施を効果のあるものにすること、状況に応じた計画変更も視野にいれた運用を要望いたします。

そらふちキッズキャンプの実現に向けた取り組みを高く評価いたします。今後は、人的支援の強化などさらなる支援に努めていただきたい。

菜の花とコスモスによる観光の成果は評価するものです。さらに経済効果につながる連携と工夫に期待いたします。また、食観光の強化を要望いたします。

どうぶつランドについては、3世代の集う場としてさらなる運営の工夫を求めます。

7. 土 木 費

着実な公営住宅の更新について評価いたします。道営住宅との関係も含めて、利便性の高い配置の工夫に期待いたします。

除排雪事業は、他の自治体と比較して高い水準を維持していることを評価いたします。

今後も水準の維持を求めます。

8. 教 育 費

小・中学校への機械警備導入に至る速やかな判断を高く評価いたします。

小・中学校におけるコンピューター機器の全面更新を高く評価いたします。

学校校舎耐震診断が全校終了したことを高く評価いたします。今後は、学校適正配置を早期に決定し、有効な建て替え及び改修ができるよう努力を求めます。

社会教育分野における様々な工夫された取り組みは評価されるものです。この充実した市民サービスを今後縮小しないためにも、職員が行うのではなく指定管理や行政パートナー制度による民間活力で実行できるか否か検討することを要望いたします。

◎ 市 民 ク ラ ブ

市民クラブを代表し、第1決算審査特別委員会に付託されました「平成19年度滝川市一般会計歳入歳出決算」について、認定を否とする立場で討論いたします。

まず始めに、深刻な不況、都市と地方の格差拡大、税収減、職員削減等を余儀なくされる大変厳しい状況の中、事業に取り組まれた市理事者及び職員の皆様に敬意を表します。

しかしながら、民生費の生活保護費における一連の詐欺事件について、数点に及ぶ問題点から一般会計の決算認定に賛成できないものであります。以下にその理由を述べます。

第1は、第三者検証委員会の検証結果において「更なる病状調査を含め、取るべき手続きを取らずに、移送費の支給を継続したことが不相当」とされたことであります。第三者委員会の設置目的は「事実に基づき、客観性を持って、市民の目線を重視し、行政対応に問題がなかったか」を検証された結果であり、多額の公金が搾取され、行政への信用を著しく失墜することとなった結果責任に言及されていることを見過ごすことはできません。

第2に、第三者委員会の検証報告を受けた上で、市役所組織としてまとめられた「行政対応上の問題点」についてであります。4つの問題点において特に「公金支出に対する税意識の不十分さ」では、自ら「公金支出に対する事前チェック、事後の監視が不十分であった」ことを反省点として認識されていることにあります。生活保護費は、国民、市民の税金により賄われており、その執行においては「まさに自分のお金」という意識で倫理規範を持たなければなりません。

第3に、会計検査院及び厚生労働省の見解、判断が明らかになっていないということでもあります。当決算委員会で議論されてきた平成19年度決算からは、その対応という観点から現年度に引き継がれている状況ではあるものの、その原因の大半を占める平成19年度決算とは無関係と言える根拠は見出せないと考えます。

今回の一連の問題だけを取り上げるならば、現時点においては不正や違法な予算執行との認識ではなく、またさらには「給付要否意見書」等、医師の絶対的な権限のもとに拒否しがたい事案であったことも考慮すれば、本来なら「認定に対して否」とする立場が妥当なのかどうか大変苦慮するところでありますが、搾取された金額の多額さ、そのことにより市民に与えた衝撃など、極めて例外的で異常な事案であることから、会派として認定には至らないという苦渋の判断をするものであります。また、この事案においては、チェック側である議会の責任も大変大きく、あえて自戒の意味も含め再出発するためのケジメと認識していることを申し添えます。

以降、若干の意見を付して討論いたします。

(歳入)

地方交付税等の減額により、地方自治体はますます厳しい状況にあり、市財政に与える影響は多大であります。自主財源の確保に向けて、なお一層の努力をされたい。

(歳出)

1. 総務費

行財政改革による持続的な財源確保は評価するところであります。一層の安定的な財政運営に向けて努力されたい。

2. 衛生費

市民の命と健康を守る観点から、健康管理・増進、健診事業の充実等に更なる努力をされたい。

3. 民生費

少子化及び超高齢化社会を迎え、高齢者福祉、乳幼児、母子、障害者支援等の施策の充実を図るよう努められたい。

4. 労働費

地元で職場を求める若者や就労希望者に対して、特に若年層の就職率が高まるよう、職場の確保に向けて各関係機関との連携に努められたい。

5. 農林業費

(1) 食の安心安全への期待が高まる中、滝川産農産物の一層のイメージアップを図り、地域農産物のブランド化に向けて販売強化に努められたい。

(2) 関係機関との連携をより強化し、若手農業者グループの育成、担い手づくり等対策により一層の努力

をされたい。

(3) 滝川市農業、農村振興ビジョンの策定へ農業者、関係機関との協議が大きく前進するものと期待しており、今後アクションプランに向けて努力されたい。

(4) 作付面積「菜の花」に対する市の対応努力は大きく評価されるものでありますが、今後とも輪作体系を確立し、事業が継続されるよう求めたい。

6. 商工費

(1) 滝川での各種イベントが四季を通じて開催され、市内外より多くの参加者となり、さらには観光キャンペーン等によるPRに努力されたことは評価するものである。

(2) 中心市街地活性化において、より費用対効果が発揮できるよう、関係者とともにさらなる努力をされたい。

7. 土木費

(1) 冬期間の通学路、交差点の除雪は交通安全のためにも努力されたい。

8. 教育費

(1) 学校教育の充実を図るとともに、教材、教具の整備に努められたい。

(2) 食の安全、安心が問題となっている今日、食の教育を通して食物や命の尊さを伝えるようさらなる努力をされたい。

◎ 公 明 党

公明党を代表して本委員会に付託されました「平成19年度一般会計歳入歳出決算」に対し賛成の立場で若干の意見、要望を付して討論いたします。

さて、今回の介護タクシー詐欺事件対して第三者検証委員会は行政対応上4つの問題点を指摘しています。

(1) 市長、副市長の対応の不十分さ

(2) 行政執務における徹底の不十分さ

(3) 公金支出に対する税意識の不十分さ

(4) 問題に対する組織的対応の不十分さ

を挙げていますように、あまりにも多額な金額と長期にわたって支給したことは明らかに問題であります。

公明党は、このような市の体質を断じて許すわけには参りません。しかしながら、市民報告会で市長は、市役所の改善、改革への強い決意を表明し、そして今回、改革推進プランが提出されました。市民は、これからの市役所に期待をしたのです。

そうした市民の期待を断じて裏切ることがないように要望いたします。

(歳入)

さらなる自主財源の確保に努められたい。

(歳出)

1. 総務費

いろいろなコスト削減の努力を評価します。今後もさらなる行財政改革に努められたい。

2. 民生費

(1) 少子高齢化が進む中、福祉充実に努められたい。

(2) 職員の意識改革を早急に進められたい。

3. 衛生費

(1) 健康維持のための予防対策を強化されたい。

(2) エコ社会推進に努められたい。

4. 労働費

就労希望者が多い中、職場確保に努められたい。

5. 農林業費

地産地消の推進に努められたい。

6. 商工費

厳しい経済状況の中、企業融資のさらなる支援を強化されたい。

7. 土木費

コスト削減に努力されているが、さらなる削減に努められたい。

8. 教育費

(1) 学校の耐震化の早期実施に努められたい。

(2) 食育への推進に努められたい。

(3) 日本伝統文化を教育の一環として取り組まれたい。

以上申し上げ公明党の賛成討論といたします。

◎ 日本共産党

私は日本共産党市議団を代表し、第1決算審査特別委員会に付託されました、認定第1号一般会計歳入歳出決算の認定を否とする立場で討論を行います。最初に深刻な不況や一般財源歳入減少、職員削減など厳しい状況のなか事業に取り組まれた市理事者ならびに職員の皆様に敬意を表します。

まず決算で評価できる点として、この1年間に、当初予算・補正予算を含め、市民生活と産業・雇用を守る政策を予定通り実施したことを挙げることができます。産業と雇用の分野では、農地改良パワーアップ事業の滝川西地区への拡大、農地水環境事業を広く進め、1戸あたり12万円程度の増収にもなったこと。菜種交付金制度の継続を求める活動が一定実を結び2009年度2,000万円の交付にこぎつけたこと。中心市街地活性化を箱物からソフト事業中心に変え、努力国の認定を受けたこと。商工業支援策を土地助成から設備投資と雇用への助成への切り替えたこと。産業ステップアップ事業の改定、季節労働者支援、そらぷちキッズキャンプへの人的支援や補助金獲得などをはじめ努力されました。

教育の分野では、学童保育を5つの児童館に広げ通年化したこと。学校及び各施設の耐震診断と改修計画づくり、小中学校の機械警備設置、文化・スポーツ施策の維持、図書館の市役所移転計画の推進などの努力をされました。

子育て支援としては、保育所や幼稚園料金について子どもが多い家庭向けの国の制度の100%実施、妊産婦検診助成の5回への拡大、道の医療費助成制度を取り入れた小学校卒業時までの入院医療費までの拡大、障害児保育など多機能保育など子育て施策を実施しました。

高齢者・障害者対策として、市役所臨時職員の障がい者雇用枠の拡大は全国でも特筆される政策です。福祉除雪と緊急電話の対象者を拡大する政策づくりが行われました。

くらし支援としては、福祉灯油では、対象者への郵送通知など周知を徹底した結果、普及率は、他市町村を大きく上回りました。除排雪予算の維持と重機の燃料代について10%の単品スライド実施は評価できます。

財政改革では、土地開発公社からの買い戻しとグリーンズ、振興公社への貸付金減少が進みました。また、基金残高は、タッグ計画20年度見込みとより多いことも評価できます。また、市税の収納率が全体として前進しています。

以上のような事業は、職員の皆様の不断の努力があつてこそです。

しかしながら、本決算を認定できない点は、生活保護費通院移送費で、タクシー料金として約1億3,000万円もの巨額を片倉勝彦・片倉ひとみの2人に支払ったことです。以下問題点を列举します。

① 運輸局の認可料金を超えて支給した可能性が極めて高いことです。市長は、超えたかどうかについて「判断できない」「運賃以外の部分は不明だが、全体として判断して支出した」などと答弁しました。しかし、当時から福祉事務所は運輸局の認可運賃が時間制で7万880円であることを知っていたこと、移送費の内訳の提出を求めたが返答がなかったのに支払い続けたことを決算委員会で、現福祉事務所長が答弁しました。これでは、不明なものに約1億3,000万円支出したことになり、その結果として北海道運輸局のタクシー料金認可の上限の3倍もの旅客運賃を支出したことは、生活保護法の医療扶助運営要領の支給基準である「最小限度の実

費」に明らかに違反します。

② また、市長はトータルで判断したといわれていますが、介護タクシー料金には、運賃と介助・介護などの部分が含まれています。1回8時間で25万円の見積書では、移送費として22万円と記載されています。運輸局の認可運賃は時間制で7万880円ですので、差額の14万9,120円が不明のまま支出したことになります。

③ この14万9,120円について分析します。まず人件費については、介助派遣料として一人当たり3万円が運転手を含め2人分として6万円は別途見積もられていますので人件費ではありません。

④ また、ストレッチャーと昇降機などの設備については、運輸局では時間制の場合、加算を認めていません。

⑤ 酸素ボンベを1回当たり時価で1万円前後使用したようですが、常時肺疾患系の治療を受け、障がい1級を受けていますので、酸素は日本中どこでボンベを交換・補給しても1カ月当たりの費用は定額であり、病院の医療費に含まれており、タクシー料金として別途支払っていたとすれば、1,000万円近い公金を医療費と二重払いしていたことになります。

⑥ この点で、内部検証報告書20ページでは、「過去に深川市までストレッチャー付タクシーを使用した例があり、酸素吸入・介助員等の装備が付けば1km当たり1,000円程度にはなると認識し、札幌市内まで往復すると約200km程度になり、20万円程度の料金は妥当であると判断した」となると記載され、また、唯一の相見積もりにも酸素供給機材等使用料500リットル×5本で1万5,750円を正当な相見積もりと認識しており、二重払いの可能性は極めて高く、福祉事務所の責任と、市長・副市長の責任は極めて重い。

⑦ 時間制の場合、送迎料金つまり、客が乗っていない時間については運輸局では認可されず、請求することはできません。しかし、内部検証報告書では、24ページで「タクシー会社から迎車料金分を上乗せして欲しいとの申し出があり、」検討の結果、「妥当な金額でありやむを得ないと判断している」との記載があり、迎車分の5万円が含まれていたことになり、これは運輸局認可料金を超えており、その金額は約650回になるので、約3,250万円と推定される。

⑧ また、客を降ろして札幌の会社に帰る料金も支払っていた疑いがある。内部検証報告書20ページでは、唯一の相見積もりに、「(往路6万円+復路6万円)×2往復=24万円」となっていることを、注釈なしに掲載していることから、帰りの空車分5万円も支払っていた可能性が極めて高い。これも運輸局認可料金を超えたことになり、その金額は約3,250万円と推定される。

⑨ また、待機料金は、時間性の場合、運輸局では認可されないのに、唯一の相見積もりに、「待機料金240分×1分間当たり200円=4万8,000円」となっていることを、注釈なしに掲載していることから、待機料金を4万円近く支払っていた可能性が極めて高い。これも運輸局認可料金を超えたことになり、その金額は約2,600万円と推定される。

⑩ 高速道路代は、客が乗っているときだけの加算が認められるので、滝川インターから札幌北インターとして往復で5,300円となり、この分は差額の14万9,120円に含まれていたと思われる。

⑪ また、このタクシーには、電動吸引器、携帯型心電計などの機材が搭載されているが、この会社のホームページには、「酸素吸入、パルスオキシメーター、吸引器等、医療用機器を使用された場合別途料金を申し受けます」と記載されており、使用した場合のみの請求であり、しかも医師の指示がないことや医師・看護師が乗っていないので搭載機器については14万9,120円には含まれないことは明らかである。

これらのことから、25万円の場で、14万3,520円は運輸局認可運賃を超えて支出したか、またはまったく支払う必要が無いものに支払った可能性が極めて高いことを指摘せざるを得ない。ところが、市長は、「新たな事実が出れば再検証すると言ってきたにもかかわらず、「再検証はしない」と明言した。

⑫ また、方自治法232条の3「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約・その他の行為は、法令の定めるところに従わなければならない」としています。しかしながら、本件では、見積もりも取らずに料金を支払いはじめ、800万円以上支払った2カ月後にはじめてとった他社見積もりは、高規格タクシー会社のものでなく、見積もり自体が運輸局認可に違反するものであり、相見積もりとしての条件を充たさないものでした。また、事件に関わったタクシー会社からはじめて見積もりを取ったのは3カ月後で既に約1,000万円支払った後でした。このように、見積もり無しで支出したことにはじまる2007年度の支出は、生活保護法

違反と同時に地方自治法 232 条の 3 に違反したと考えます。数万円の引越し代でさえ、3 社以上からの見積もりを取っている滝川市福祉事務所の業務として極めて異例なことだったと言えます。

⑬ 会計責任者と会計課長は、上記の見積もり書がないことを知りながら支出した点で、232 条 4 に違反したと考えます。

⑭ 福祉事務所長と、会計責任者と会計課長は、債権者に言われるまますべてのタクシー料金を個人口座に支払い、滝川市財務規則に違反しました。その結果、支出した約 2 億 4,000 万円のうち半分近くが債権者に届かず、片倉勝彦に還流しました。問題なのは、「法人口座を開設しなければ支払わない措置をとるか」とか「供託する」とか、公金支出として最低限の対策も、考えただけで実行せず、監査委員に文書で指摘されながら実行しなかったことです。これらのことから、232 条の 5 に違反したと考えます。

⑮ 既に、この件では 2 人が停職、7 人が減給、3 人が戒告処分と 12 人が懲戒処分を受けています。理由は、地方公務員法 29 条（懲戒処分）、30 条（服務の根本基準）、32 条（法令及び上司の職務上の命令に従う義務）、33 条（信用失墜行為）、35 条（職務専念義務）です。また、懲戒以外に別の 7 人には厳重注意の服務上の措置がとられましたが、具体的な違反事実は説明されていません。市長・副市長も減給で自ら処分したと言いますが、いまだに法令違反は無かったと言うのですから、異常です。

⑯ 被害届けを出した昨年 11 月 16 日、「逮捕の 3 日前になぜ 390 万円振り込んだのか。責任は誰にあるのか」に対し市長は、08 年第 1 回市議会定例会で『会計管理者と福祉事務所長の責任』と答弁し、支出したことが問題だったことを認めています。しかし、市長が犯罪と知った時期について、11 月 13 日（被害届けの 3 日前）に犯罪と知って驚いたと述べているのです。その時点で、福祉事務所長や会計管理者は「被害届け当日の振込みが捜査に影響を与える」ので、逮捕されるまで振り込む考えだったのですから、責任は福祉事務所長や会計責任者にあるのではなく、振り込み停止の判断をしなかった市長にあるのではないのでしょうか。

⑰ 監査委員が行動を開始した 07 年 2 月に知った金額について、11 月 30 日の第 3 回市議会臨時会で市長は『金額からいいますとどの程度だという説明を受けたという記憶はありません。極めて多額であるという説明は、受けたような記憶があります。ただし、それは極めて多額だと言っても、常識を超えるような多額な金額であるというイメージは、その 2 月の段階で持っていたという記憶があります。』と、必死にごまかそうとしてきました。しかし、07 年 5 月に監査委員から 130 ページものの調査報告書が渡されながら、副市長から口頭報告を受けただけで目も通さなかったことは、社会福祉法 15 条 2 項の福祉事務所長への指揮監督権に違反すると考えます。

⑱ 同様に副市長は、130 ページものを、福祉事務所長に渡した支持はしたが、効果を得る努力を怠ったことは、地方自治法 167 条の監督権に違反すると考えます。

以上 18 点を理由に、1 億 3,000 万円の半分以上の額の支出は不適切であり、多くの法令違反であったことから、認定には反対です。

◎ 渡 辺 精 郎

私は、第 1 決算審査特別委員会に付託されました「平成 19 年度一般会計決算案」を否とする立場で討論いたします。大変残念ですが、今回の 19 年度決算には悪しき因縁があります。それは、言うまでもなく日本中を驚かせ、舛添厚生労働大臣をも激怒させた「介護タクシー料金詐欺事件」の暗い影を引きずっているのが今回の一般会計決算案だと思います。

しかし、予想どおり決算書にも決算大綱説明にも事件の説明はありません。事件に開き直り、何もなかった印象であります。しかし、市長は先ほどやっと「不相当の要件があった」と認めるに至ったことは望ましいことです。

そこで、私は、この事件と決算の関係について何点か申し上げておきたいと思います。

第 1 の問題点ですが、もっとも恐ろしいのは、この事件が、昨年の本委員会で何ごともなかった報告であった事実であります。確かに警察での捜索という理由がありますが、それは、市民から言えば、9 月以前に逮捕とい

うシナリオを実施すべきでなかったかというのであります。そして、日本中で大騒ぎになるような、2億3,886万円もの巨額の通院移送費不正受給が、議員の目に止まらぬ形で決算されていくシステムを恐ろしく感じるのは私だけではないと思います。市民は今でも昨年11月まで、これだけの巨額の介護タクシー代金を支出した事件を主体的に追求しきれなかった議会や議員を信用しておりません。いわゆる議員の怠慢を指摘されるのでありますが、市民感覚・市民感情としては当然だと思います。議会に意図的に隠ぺいしたのではないと言って説明しても、結果的にはその形となってしまった責任は重大だと思います。

第2の大きな問題は、昨年のこの決算委員会での問題であります。滝川市の決算が本当のことを議会に発表せず、あとで決算数値金額が日本中の批判を浴びる話題になることは、極めて不名誉なことでもあります。私は、事件性は全く気がつきませんでしたが、生活保護費全体で1.3億円程度の決算増がありました。私の質疑に対して、係からは「生活保護家庭での入院対象者が多かった」旨の答弁がありました。しかし、このようなとき、警察に刑事事件として訴える情勢を決算委員会で説明すればよいのではないのでしょうか。さらには、議長・副議長には話は通しておくという措置をとらずして、隠ぺいという批判に反論ができないと思います。被害・損害の観点から言えば、一刻も早く18年度決算前に警察に訴え、決算報告や監査報告をすべきではありませんでしたか。昨年の議会無視の決算報告と監査報告の方法の半分を担っている本決算委員会も、この点を厳しく批判されなければなりません。

第3の問題点であります。昨年の不完全な決算報告の遺憾な方法が、何の反省もなくこの決算委員会で繰り返されていることです。19年度決算は、詐欺され、また異常支給をした事件の半分の責任は議会であります。しかし、決算報告では反省なるものは見当たりせん。確かに「施策の成果」しか記さない総括部分であります。施策の大失敗は反省として、将来への教訓として書くべきではないのでしょうか。「これでは、事件が起きて遺憾であるとか、悲しいとかよりも、明るみに出たことの失敗を悔やんでいる決算と言わざるを得ません。それは、議会を頭ごなしにしての各検証委員会での結論、はたまた住民監査請求の回答に対する不満から住民訴訟に発展したことなど、議会を解決の場とせず、さらには住民との解決の道を放棄し、司法権力頼みで結論を待つことになり、極めて遺憾な滝川市政になりつつあることです。これだけ国民や市民が問題視している案件を損害を与えていないと言う行政や監査には疑問を持たざるを得ません。そして、これからの議会での質問や討論に対して、ただ今裁判中だと逃避が続くことと思います。しかし、この種の問題で住民と対立して、議会の多数決でかろうじて地方行政の長としての座にあっても、市民の支持を失った首長に期待するものはなくなってしまう。しかし、今年度の決算はわずかながら黒字決算であったことはわずかな救いですが、市立病院の改築後もこの努力をされ、市民負担増にならぬように安定した財政を維持されることを念じて、市民の声連合の討論といたします。